

平成29年度福島県農業振興審議会議事録

1 日 時 平成29年11月24日（金）14:00～16:00

2 場 所 杉妻会館4階「牡丹」

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議 事

(1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

(2) その他

5 審議経過

司 会
(部企画主幹)

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めます農林水産部企画主幹の角田でございます。

本審議会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け一般県民の方に公開することとなっておりますので、御了承願います。

それでは、これより平成29年度福島県農業振興審議会を開催いたします。

——技監挨拶——

司 会

本日は、所用のため農林水産部長の佐竹は欠席となっております。農林水産部技監より御挨拶を申し上げます。

技 監

農林水産部技監の佐藤でございます。皆様には本日はお忙しい中、審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃より本県の農業・農村の振興に特段の御理解と御協力を賜っておりまして、改めて御礼を申し上げます。さて、本県の農業につきましては、担い手の減少や高齢化の進行といった全国的な課題に加えまして、東日本大震災及び原子力災害により喫緊の課題が山積をいたしました。

そこで県では、平成25年3月に福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」を策定いたしまして、9つの重点戦略に基づく様々な施策に取り組んできたところであります。

震災から6年8か月あまりが経過した現在では、農地の除染作業もほぼ終了し、吸収抑制対策や適正な肥培管理により県産農産物には、モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超えるものは確認されなくなっているほか、旧避難指示区域においては、水稻や花き、畜産などの営農再開が進むなど、これまで取り組んできました成果が着実に現れてきております。

しかし一方では、県産農産物に対する風評が根強く残っていることから、今

年度から総合的な風評対策に取り組み、特にGAPの認証取得を進めるとともに、県産農産物の魅力と生産者の誇りを「ふくしまプライド。」の言葉に込めて国内外へ力強く発信し、風評払拭とブランド力の向上に全力を注いでいるところでもあります。

さらに、ほ場の大区画化と併せ農地の利用集積や地域農業をリードする担い手の育成、水稲100ha規模の大規模経営モデルの実証等に取り組むほか、地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」の作成とその実践支援を行っているところでもあります。

本日は福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」の進捗状況について御説明をいたしますので、委員の皆様から忌憚のない御意見、御助言をいただき、本県農業の復興・再生をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、格別のお力添えをいただきますようお願いいたします。

結びに、委員の皆様のみすますのご健勝とご活躍を御祈念申しあげまして、開会に当たりましての挨拶と替えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

——会長挨拶——

司 会

次に、伊藤会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長

御紹介にあずかりました、会長の伊藤でございます。

開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は有意義な審議会にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

震災から6年8か月が経過し、帰還困難区域を除くほとんどの避難指示が解除されるなど、復興への歩みが着実に進んでいると感じております。

しかし、福島農業が再生・復興を果たしていくためには、風評被害への対策を始め、様々な分野における取組が今後も必要であると感じております。

また、特に津波被災地は、福島に限らず、10年後の日本の農業の姿を現わしていると言われておりました。担い手が著しく減少した中でどういった農業を展開できるのか。まさにそういう課題を言い表していると思います。状況は福島の浜通りにおいても一緒でありますけども、福島の場合にはさらに原発事故もあり、6年8か月が経過した中で、それとはまた新たに、なかなか帰還者が戻ってこないといった問題がより鮮明になってきていると思います。それは、我が国の農業・農村の中で大きな課題となっており、ある意味で、ここ福島でそういった課題が先鋭に現れているのだらうと思います。

そういったものが、平成25年度に策定された福島県の農業振興計画のなかに十分に書込まれているかどうか、当時委員に加わっていた一人として甚だ心許ない部分があります。そういった状況の変化に応じて、この振興計画には新たに修正すべきところ、加筆すべきところ、いろいろあるかと思っております。本日は、

司 会

この審議会からの答申に基づき策定された福島県農林水産業振興計画について、その進行状況を伺いながら、福島県の農業・農村の復興を加速させるために必要な施策の展開について、様々な立場にいらっしゃる皆様から建設的な御意見をいただき議論しながらまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次に新任委員の御紹介をいたします。

お手元の資料1委員名簿を御覧下さい。第1号委員、福島県町村会の遠藤栄作委員、それから、第2号委員、福島県土地改良事業団体連合会の後藤庸貴委員につきましては、前任の加藤憲郎委員、櫻田浩二委員の所属団体での退任等に伴いまして、新たに就任いただいております。

なお、遠藤委員、後藤委員の任期につきましては、福島県農業振興審議会規則第4条の規定により前任者の残任期間となります。

以上、18名の委員のうち、過半数を超える15名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、本日の審議会は有効に成立しております。

次に、ここで、県側の職員を紹介申し上げます。

佐藤 農林水産部技監兼農業支援担当次長でございます。

伊藤 農林水産部政策監でございます。

石本 食産業振興監でございます。

天野 生産流通担当次長でございます。

菊地 農村整備担当次長でございます。

小巻 農業総合センター所長でございます。

なお、関係課長及び各農林事務所長も出席しておりますが、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

次に、本日の資料につきましては、資料一覧のとおりとなっております。不足等がございましたら事務局までお申し出願います。議事の途中でも構いませんので、手を挙げてお呼び下さい。

なお、新生プランの冊子を皆様にお配りしております。前回から継続して委員を務められている皆様につきましては、既にお渡ししております。今回、新任をお願いしております後藤委員につきましては、そのままプランをお持ち帰りいただいて構いませんので、今後の審議についてよろしくようお願いいたします。

それ以外の委員の皆様につきましては、申し訳ありませんが残部僅少でございますので、残していただきますようお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。進行につきましては福島県農業振興審議会規則に基づき伊藤会長に議長をお願いいたします。

——議 事——

議長
(伊藤会長)

それでは、規則に基づき議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

最初に、手元の次第に沿って進めてまいりたいと存じます。まずは議事録署名人の指名をさせていただきたいと思います。私からの指名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、議事録署名人として、後藤庸貴委員と菅野まゆみ委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたしますします。

では早速議事に入ってまいりたいと思います。

福島県農林水産業振興計画の進行管理について、事務局より説明をお願いいたします。

農林企画課
(事務局)

農林企画課長の安田と申します。どうぞよろしくお願いいたしますします。

まず、資料3を御覧下さい。ふくしま農林水産業新生プランについては御承知のとおりでございますが、第1章の総説にございますとおり、県の総合計画の農林水産分野の計画として、平成25年度から平成32年度までの8か年を期間として策定されております。プランの具体的な根幹となる中身については2ページをお開きいただきたいと思います。第4章、施策の展開方向に示されているのがプランの具体的な取組内容ということになりますが、この展開方向について計画期間内に重点的かつ戦略的に取り組む施策として、第5章でお示ししてございます9つの重点戦略プロジェクトを掲げてこれまで取り組んで来たところでございます。

3ページをお開き下さい。今年度につきましては、これらの取組のうち特に主要なもの、優先性の高いもの等につきまして、現場の目線で、かつ農・林・水、これが一体的に、そして何より県民の皆様に分かりやすくという視点で、図の半分の下側に示しました、左から「流通販売の強化」、「生産活動の拡大」そして、「生産基盤の強化」というように現場の動きに合わせた3つの柱に整理をいたしました。この上の各重点戦略のプロジェクトにぶら下がります具体的な取組、青、赤、緑に色分けしておりますけれども、この色分けは、3つの柱の色に分類してございます。

4ページを御覧下さい。こうした整理を具体的にまとめたのがこのペーパーでございます。プランに基づく今年度の農林水産部のコンセプトと主要な取組内容という中身になってございます。

まず、上の青い矢印を御覧いただきたいと思います。右の端から、生産基盤と人づくりで力強い生産構造を確立しまして、真ん中の、攻めの姿勢で農林水産業所得の向上、そして食の安全を守り、安心を提供し、販売量の拡大を目指していくという流れ、そして、消費者から捉えれば、下のピンクの矢印、左側から、ニーズを的確にキャッチし販売戦略の強化、それを踏まえた多様な生産活動の展開、そして多様な生産活動を支える生産基盤の整備という流れとし、常に生産側からのアプローチと、消費側からのアプローチという双方向の流れ

を捉えた施策展開を図っております。左側のピンクの「流通販売の強化」についてでありますけれども、まさにこの部分が風評対策としての取組でもあります。1番の安全の強化と安心の提供の欄につきましては、記載のとおり、モニタリングやコメの全量全袋検査はもとよりですけれども、正確な情報発信などの対応、また各種GAP、水産エコラベルの取組拡大、さらに鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する新たな家畜保健衛生所の開所などを掲げまして、2の販路開拓と販売力の強化では、特に丸の2つめでございますけれども、長期かつ安定的な供給体制の強化による常設棚や旬の棚、いわゆる販売棚の確保に力点を置くとともに、多様な販路の確保、そして新たにオンラインストアを始めております。こうしたオンラインストアの拡大に積極的に取り組んでいるところでございます。

3番の県産の魅力の発信では、ふくしまプライドのCM、あるいはフェアなどに取り組むとともに、一番下の4番、オリンピック・パラリンピックでの食材や資材の供給に向けた準備・対応が始まっております。

中程の「生産活動の拡大」、緑ですけれども、この欄につきましては、規模拡大や効率化による生産性の向上ということで、担い手への農地の集積、それからプロフェッショナル経営体の育成、そして100ha規模の水田メガファームの育成、各種技術や施設の拡大による園芸品目の増加と長期安定出荷に取り組んでいるところでございます。

2番では市場競争力のある産地づくりを目指すということで、特にふくしまイレブンの高品質化、そしてGAP日本一を目指す取組などを進めまして、3番では高付加価値化などによる特色ある産地づくりとして、県が開発いたしましたオリジナル品種の生産拡大でありますとか、オーガニック・有機の拡大、あるいは中山間地域の特産作物の産地化でありますとか、さらには地域団体商標、さらに加えて、地理的表示いわゆるGIというものでございますが、こうしたものの取得などを進めているところでございます。また、6次化の推進や5番に記載しておりますとおり中山間地域において企業と連携したビジネスモデルなどを作る取組も行っています。

右側「生産基盤の整備」においては、まずは、1番2番に示しておりますとおり被災地の復旧、そして、農林漁業の再開の支援ということで進めておりまして、3番に記載のとおり、併せてほ場の大区画化、それから共同利用施設の整備に取り組みますとともに、4番には、これが非常に大きな課題であります、人材、いわゆる担い手を確保するために、新規就農者の確保でありますとか、法人の育成、さらには地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」の支援に取り組んでいるところでございます。

5番は農業関係ではありませんけれども、森林の再生と来年6月10日開催の全国植樹祭の開催準備にも取り組むとともに、6番では農山漁村の施策として日本型直接支払や、これも一つ大きな問題になっております鳥獣被害対策についても全力で取り組んでいるところでございます。

次に資料4を御覧下さい。「ふくしま農林水産業の挑戦2017」ということ

で、次第の3番にプランの実施状況という欄がございます。ここの(1)から(4)に今ほど説明しました、取組のコンセプトペーパーに対応した形での主な実績をとりまとめてございます。例年、審議会の中では昨年度の実績をお示しする事が多いのですが、ここではあえて昨年度の実績に加えまして、それを踏まえた上で今年度の上半期位までの実績まで示せるところは示すようにしてございます。なお、特に被災地の再生につきましては、全体像としてとらえていかないと非常に分かりにくい面もございますから、(4)ということで被災地の再生という項目を特出ししてまとめてございます。また、これまでと違うところは、各種施策の基礎となる試験研究、特に原子力災害の対応には大きな成果が得られております。その試験研究の成果についても、(5)としてまとめてございます。

それでは、簡単なポイントのみ説明したいと思います。次のページを御覧下さい。農林水が一体的に記載されておりますので、農業の項目を中心に御説明申し上げます。1番の緑色の安全安心の部分でございます。(1)と(2)に示すとおりモニタリング、米の全量全袋検査の実績について記載をしてございます。米につきましては毎年1千万点以上を検査しまして、平成27年産以降基準値超過はございません。今年度も約40万点を検査し、超過はありません。(3)では鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策の強化ということで、平成30年の2月に中央家畜保健衛生所を開所予定となっております。下の青色販路開拓と販売力の強化の欄でございますが、左下のグラフを御覧いただきたいと思います。海外の輸出量を示したグラフでございますが、特に米、桃を中心に平成29年度は震災前を超える見込みで伸びております。また、隣のオンラインストアにつきましては、アマゾン、楽天、ヤフーでございまして、9月時点で5億円突破ということでございます。最新情報では現時点で7億円を超えています。そして、このオンラインストアでの売上げの7割は米というような状況でございます。

右上のオレンジの部分、福島県産の魅力の発信では「ふくしまプライド。」のテレビCM等を放映しておりますけれども、このCMの好感度調査が出まして、記載のとおり非常に高い評価を頂いているところでございます。右下の東京オリンピックへの供給につきましては、先程来御説明しております、GAP日本一宣言、それからGAP等各種認証制度の取得について支援をしています。

2ページをお開き下さい。「生産活動の拡大」でございましてけれども、生産性の向上に向けまして(1)にありますとおり、プロフェッショナル経営体でございましてけれども、コメ印に記載のとおり、個別経営体では所得1千万円以上を超える農家、法人では販売金額として1億円以上、これを県ではプロフェッショナル経営体と言っておりますけれども、こうした地域を牽引する経営体を育成しております。これまでの実績で255経営体がプロフェッショナル経営体となっております。また、右側にありますとおり100haのメガファームの育成ということで、具体的にはドローンによるリモートセンシングなどこうした革新の技術を現地実証ということで県内3箇所を実施しております。右側の特

色ある産地づくりでございますけれども、県のオリジナル品種であります「天のつぶ」、今年度は5,300haに拡大をしております。また、中山間地に適している「里山のつぶ」、今年秋にデビューでございますけれども、230haの作付となっております。また、下のブルーの3番ですけれども、市場競争力のある産地づくりにおきましては、8月末現在で福島県GAP、いわゆるFGAPの申請が3件となっておりますが、現時点でこのうち2件が取得となっております。その下のGGAP並びにJGAPについてですが、8月末現在で13件ですが、その後、拡大をいたしまして、現時点で18件まで増加しております。さらに、新規取得を目指し、そうした事業に取り組んでいる農家が50件以上ございますので、こうした多くが、年度内にこのGAPを取得する見込みとなっております。右側の4、6次化関係でございますと、昨年度末までに6次化の商品は864品に増加いたしまして、今年度より6次化の新ブランドとして「ふくしま満天堂」を立ち上げるなど、取組の強化を図っているところであります。

3ページをお開きください。「(1) 農地の大区画化と農地の利用集積の推進」ということで、実績としてはほ場の整備率72.5%、そして、担い手の方々への農地の利用集積面積は6万1千200haとなっております。農地中間管理事業の積極的な推進を行っているところでございます。下の、ブルーの担い手の確保につきましては、(4)にありますとおり、新規就農者が211名ということで、平成27年度から3年連続で200人を超える実績でございます。特に、法人等への就職、いわゆる雇用就農が増えている傾向でございます。右側にあります、認定農業者も増加しているとともに、人・農地プランの作成地区数も増加をしております。「3 魅力ある農山漁村の暮らしを守る」の欄でございますけれども、まず、集落営農の推進ということで、農用地利用改善団体をベースにしまして、集落営農を推進しまして、実践集落での法人化は51法人となっております。

(8)の日本型直接支払による共同活動については、特に農地水環境保全の共同活動面積が順調に増加し、記載の面積の取組内容となっております。右下の(9)鳥獣被害防止対策でございますけれども、記載のとおり平成27年度の被害額が約1億3千万円、28年の速報値が出ておりまして、直近の速報では約1億7千万円に増えてしまっております。イノシシ等の野生鳥獣の生息区域の拡大、それから浜通りでの個体数の増加などによるものでございまして、これまでの捕獲に加えて、緩衝帯の設置、集落環境の整備を含めた総合的な対策が有効であるということで、こうした総合的な対策の強化、そして何よりこうした被害対策を先導する人材の育成を進めていくところでございます。

4ページをお開き下さい。「被災地域の再生」でございます。特にハード面をまとめたペーパーになります。時計文字I番「津波被災地の営農再開」に記載のとおり、津波被害からの再生ということで、ほ場の大区画化、用排水路・農道の整備を一体的に進めまして、12地区で1,756haの整備が進んでおります。なお、左の地図のオレンジ色の地域は津波で被災した農地のほ場整備地区を示しております。数字は受益面積に対する営農可能面積を示しておりまして、ほ場整備と併せて営農再開がどこまで進捗したかを示した内容となっております。

す。右側の2番「農地・農業用施設等」につきましては、円グラフに書いてありますとおり、箇所数ベースで76%の工事が完了してございます。

中程は林業関係、海岸防災林関係、下は水産関係でございますので、記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして5ページでございますが、特に5ページはソフト面、営農再開の取組についてまとめております。(1) 営農再開支援事業ということで、記載のとおり、地域の実体に合わせて支援メニューがありまして、その段階、段階で、こうしたきめ細かい支援をしてきました。結果として昨年度末現在で4,100haが営農を再開しております。また(2)にありますとおり「官民合同チーム」を構成して、農業者へ個別訪問やコンサルティング支援、技術指導などを展開しているとともに、(3)(4)では、原子力被災12市町村で営農再開に取り組む農業者の方々への施設や機械等の支援を行っております。こうした4つの支援策を組み合わせて、避難地域での営農再開を加速していくということで進めております。右側には、「浜農業の未来を拓く先駆けプロジェクト」として南相馬市の小高区の飯崎地区をモデルといたしまして、ほ場整備と一体的に営農計画の策定段階から、県が参画いたしまして、担い手の問題、それから販路をどうするか、そして労力をどうするかなど、様々な課題に対応していくというプロジェクトでございまして、ここにハード事業、ソフト事業、両事業を集中的に投入いたしまして、地域農業の再生・発展に取り組んでいるという事例でございます。

先程来、伊藤会長の挨拶にもありましたけれども、避難地域の担い手不足が深刻だという問題の中で、地域農業を面的にどう再開させていくかというのが非常に問題であります。その課題解決のモデルとして、こうしたプロジェクトの成果を波及させていく考えであります。

6ページをお開き下さい。試験研究の成果についてまとめたものになります。県の試験研究は各種施策の基礎となること、それから、原子力災害の対応にも大きく貢献してまいりました。まずは、御承知の通り①の農地の反転耕、表土剥ぎ、果樹の樹体や皮剥ぎ、あるいは洗浄といった除染技術の開発。それから②の水稻のセシウム吸収抑制対策としてのカリウムの施用技術の開発、⑩の農用地土壌の放射性物質の分布図の作成など、営農再開にはなくてはならない基本的な技術を確立したものでございます。

7ページをお開き下さい。安定供給あるいは生産者の所得向上という内容につきましては、①にありますとおり、水稻の育苗が終わった後のハウスを利用してトマトの簡易栽培法や、②のため池の耐震性検証の手法、それから③でございまして、いま、深刻な課題となっております、農作業の事故防止という観点から、スマホのアプリを使ってトラクタの転倒防止の警告でありますとか、仮に転倒した場合の家族への自動通報のシステム、こうしたソフトを開発しております。

下の3番のブランド確立でございます。米の「天のつぶ」、「里山のつぶ」、そしてアスパラガスの「ふくきたる」、リンゴの「ふくしま凜夏」、りんごの「会

津のほっぺ」、ももの「ふくあかり」。中程には和牛の種雄牛「高百合」でございいます。川内で生まれた種雄牛、肉量が多くて霜降りの状態も非常に優れているということで、今年開催されました「全国和牛能力共進会」の肉牛の部では、この高百合の子どもが東日本のトップになってございいます。また、右端には大型で肉厚のホンシメジやナメコなど、本県農業の競争力と個性ある産地づくりの根幹をなすこうした県のオリジナル品種の開発が試験研究で行われているということでもあります。

8ページをお開き下さい。このほかにも、生物多様性の研究でありますとか、イノシシの行動と被害発生に関する研究、6次化の推進ではあんぼ柿の加工技術でありますとか、エゴマ油の酸化抑制技術、ホンシメジの自然栽培技術などを開発しております。右側の囲みに記載のとおり、平成23年度以降906件のこうした研究の成果を得ておりまして、普及に移しうる成果、参考となる成果、放射線の技術、営農再開の実証技術等、こうした大きな成果をあげております。

なお、9ページ以降は地方の状況を含めましてトピックス的な事項等を取りまとめておりますので、後ほどお読みいただければと思います。10ページには農林水産業関係の主要な統計データの推移についても記載しております。

以上、本県農林水産業の振興計画に関する主要な取組内容、そしてその実績について説明申し上げます。以上でございます。

議長

どうもありがとうございました。ここで一度区切りをつけまして、これまでの資料3、資料4について説明していただいた内容について、皆様から御意見、御質問等を受け付けたいと思います。

ずいぶん内容が膨大ですが、資料3ですと最後のページに、「流通・販売の強化」「生産活動の拡大」「生産基盤の整備」とまとまっています。その具体的な中身、ないし、そこに十分盛り込めなかった部分を資料4として説明していただきたいと思います。

確認したいこと、質問、御意見などありましたら、どうぞご発言願います。

小森委員

認定農業者会の小森です。私が意見として付け加えていただきたいのは、資料3の最後のページ、「生産基盤の整備」の4番目に農林水産業の「人」を確保し、持続可能な環境を作るというところで、一番上に新規就農者や法人の育成という部分で書いてありますが、現実的に経営者の育成という部分では分かるのですが、現場で経営していると、従業員の確保がなかなか難しい状況なんですね。いま私もかなり臨時雇用としてハローワークとか人材を求めているんですが、なかなか最近、就農する人間が集まらないという部分があります。

それで、北関東、群馬、栃木、茨城の経営体の状況を見てみますと、かなり海外からの研修生を受入れている部分があるのですが、福島県もやはり、人材の確保に海外からの労働力を求めるような方向性も必要じゃないかと思いがいかでしょうか。

農業担い手課

農業担い手課です。おっしゃられるとおり、今、非常に有効求人倍率が高いということで、現場では雇用者を確保するのが大変だと思っております。それに対して、海外、外国人技能実習制度などを活用してだと思っておりますが、特に茨城県ではそういう研修生を多く受入れているというところも承知しています。残念ながら福島県につきましては、まだそういうところに力を入れての受入れは十分にできていないところでございます。今後、そのような現場の状況を踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。

小森委員

ぜひよろしく願いいたします。

鈴木委員

資料3の2ページになりますが、「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」の中に「ため池等の耐震性」との記載があり、1ページには「安全・安心に対する意識の変容」に「放射制御物質の除去」という記載になっておりまして、私はこのため池の除染、私の手元の資料では、県内3,000箇所のため池で線量検査をしたこととなっておりますが、その結果を受けて、除染を行ったというため池はあったのかどうか、いわゆる除染まで済んだため池はあるのかどうかお聞きします。

議長

担当課から説明をよろしく願います。

農地管理課

農地管理課でございます。委員御案内のとおり、約3,000箇所のため池で放射性物質の調査を実施いたしました。また、継続的に行っているところでございます。その中で、現在のため池放射性物質の除去のための調査、設計、実施ということになります。ため池の放射性物質対策を行う該当ため池、ため池の泥の中の放射性物質の濃度が8,000ベクレル以上あるため池は、約900～1,000箇所と考えているところでございます。調査が終わっているのが約800ため池、工事に着手予定のため池が約300ため池、その300ため池の中で工事が終わったのが、最新の情報で43ため池ということでございます。

ため池放射性物質対策は平成32年までということで、鋭意進めているところでございますので、今後とも御協力をお願いしたいと思います。以上です。

議長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

後藤委員

資料の統計データがあって、資料の10ページ中程にですね、認定農業者数の推移のグラフがありました。

認定農業者の数が増えることは、本県農業を支える上で非常に歓迎すべき事だと思います。実際県内を回ってみると、一部では担い手の組織化が進んでいる地域もあるのですが、そのほかでは、担い手が高齢化していたり、高齢化した担い手に後継者がいなくて後に引き継げないなど、小規模の認定農業者が多く、自分の農地に係る営農しかしていないという声も聞かれます。

実際に、もし分かるのであれば、7,771 経営体の中で、個人経営体になりますけれども、高齢者といえますか、年齢構成はどうなっているのか。また、認定農業者として認定する場合については、年齢制限がないと聞いていたような気がするんですが、仮に、認定農業者の高齢化が実際にあるとしたら、今後どういった対応をとっていくのか、それについてお伺いできればと思っています。

農業担い手課

農業担い手課です。2つめの質問から先に答えさせていただきます。(認定農業者の認定に) 年齢制限はございません。今の状況で認定農業者の高齢者の割合、高齢者というと失礼ですが、公表された数字がないですが、大まかに申し上げますと、調べられる数字の中で、福島県の認定農業者の経営体のうち3割弱が、65歳以上となっています。ちなみに、東北の他県より割合は低いというところですが、全国よりも低いというような数字であります。全国的に見ても、65歳を超えるような認定農業者が多い中で、特に中山間地域等条件に厳しいところになると、さらにそういうところをどうしたらよいか、となるかと思いますが、いずれにせよ、集落として地域をどう守っていくかということで、認定農業者個人だけに頼ってやっていくのでは、限界があると思いますので、集落営農を進めていくという方向で進めてきたところでございます。資料にもございましたように、それを具体的に話し合う場、それからそれを計画的なものにしていくということで「人・農地プラン」の作成を推進しているところです。その中で、地域の農地をそこにいる限られた人でどのように担っていくかということと徹底的に話し合ってください。そういう中で、農地を担い手に頼もうとか、当然担い手だけではできない部分は、担い手じゃなくてもたとえば管理作業とか、そういうところは、集落として支援していこうということで進めていくような、そういう話し合いを進めていってもらっているところです。さらに、もっと認定農業者というか、地域の担い手の確保も非常に厳しいといったところにつきましては、今年度から事業を始めました、市町村が出資した、地域を担う法人を作ってください、そこで耕作をしていただくということを事業として始めたところでございます。

そういう市町村が出資した法人の中で、地域の気象条件などを生かした特徴的な農業をやっていただければ、そういうところが新規の担い手の受け皿となっていくのではと進めております。

議長

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

中村委員

福島県栄養士会の中村です。初歩的な事で申し訳ないんですけども、資料3の最後のページ、平成30年2月に中央家畜保健衛生所開設という記載について、どこに開設されて、家畜伝染病発生防止対策のほかに、どんな業務を行うのかお伺いしたい。

畜産課

畜産課でございます。お尋ねの件についてなんですが、まず、場所について

は、玉川村でございます。福島空港の北西方向に向かったところに所在してございます。資料でご案内しましたように2月1日にオープンするといった計画になっております。

また、家畜保健衛生所については、家畜に関する衛生的な指導あるいは家畜の防疫について総合的な衛生、防疫について業務を行うようになっております。また、鳥インフルエンザや口蹄疫など海外の悪性伝染病に対する効果的な防疫業務も担うことになっております。

議長

ほかいかがでしょうか。

関委員

GAPについてお伺いしたいんですけれども、今回の資料に載っている数字で、一番新しい数字で、FGAPが2件、GGAP・JGAPに取り組んでいる農家が18件あるとお話しがあったんですが、もう一つお配りいただいた資料5には「GAPに取り組む産地数」ということで、27年度に208産地と記載があり、取り組んでいるという事なのかと思うのですが、この数字についてお伺いしたいのと、もう一つ、GAPに取り組む農業者にどのような支援があるのか、お尋ねしたい。

環境保全農業課

環境保全農業課でございます。今ほどのGAPの質問にお答えいたします。GAP、農業生産工程管理については、Good Agricultural Practiceを略してGAPと称しますが、「GAPを行う」という考え方と「GAP認証を取得する」という考え方があります。これまでのところ、県ではGAPを行うという考え方で進めてまいりました。その数が226という形で、これはJAさんの生産部会等で、生産履歴を記帳するとか、それぞれの取組に、自己チェックなり二者チェックをしていたという形のもので今までの目標だったのですが、今年からは、風評対策の一環という形でGAP認証を取得するというふうの一つステップアップしようという形で進めさせていただいたもので、それぞれの数字が出ているのにはそういった事情がございます。

あともう一つ、このGAP認証の取得は、昨年度から国の事業を使って一部行っていましたが、なんで今まで「GAP認証取得」が進まなかったかというところ、認証料等の経費がどうしても掛かるという部分がございます。これらの経費について、今年度から本格的に始めました事業については、基本的に認証を取得する経費、コンサルタントを受ける経費等について全額助成を行うという取組をしております。助成等事業を活用していただいて、先ほどの説明にありましたとおり、既に取得済みを含め、取得を目指しているところが50件となります。

議長

よろしいですか。

和田代理

JA中央会の和田と申します。常務が出席できず私が代理で出席しております。

す。

資料3で御説明があったのかも知れませんが、聞き漏らしたかも知れませんので、もう一度教えていただきたいのですが、資料3の4ページ真ん中の生産活動の拡大、その下に、中山間地域の資源を活かしたビジネスモデルの創出ということでございます。

中山間地域の問題についてはJAの方でも、やはり平場だけでなく、ほぼ中山間地域が農業の実体を担うということで、人手不足、耕作放棄地の問題もあります。一方で、地域資源を活用することについては、非常に重要な事だと思っているのですが、ここで、企業との連携によると書いてあるのですが、具体的にこれまで、どういった地帯で、どういう企業で、どういうものが創設されたのか、もし資料なりデータがあれば教えていただきたい。

農業振興課

農業振興課でございます。この中山間地域のビジネスモデルということで、28年度から事業を展開してございます。一つの事例といたしまして、1か月以内だと思いましたが、新聞の記事にもなりました、南会津町の田島菌床きのこ生産振興会というものがございます。ここで、いわゆる中山間地域で、収益を一年間で上げていくためには、冬期間どうやって収益を上げていくかということで、夏は花を作っている生産者の皆さんが、きのこ生産振興会を立ち上げまして、NPO法人の南会津森林ネットワークさん、それからJA会津よつばさん、それから町等が入りまして、組織を立ち上げ、それから農林中金、県のきのこ振興センターの支援をうけて、菌床しいたけの栽培を開始したということでございます。事業で栽培用のハウス、それから森林資源ということで、南会津地方は非常に森林資源が多いものですから薪ボイラーですね、こういったものを投入して暖をとって栽培するというようなことでスタートしております。

そのほかにも、昨年度は2箇所、三島町さんで桐の里産業株式会社が事業主体となりましてNTTドコモさん、それから南東北クボタさんに参画いただきました。そのなかで、NTTドコモさんは三島町は中山間の中では場が離れて散在しているといような中で、水管理をするときに、非常に移動距離が長くなるという事で、水位を、NTTドコモさんのICT等を活用し、見られるような装置を投入し、これから稼働させていきたいと行くことで動いております。

それから、エゴマの大規模機械化体系の中で6次化商品等の開発を目指した取組を進めています。

議長

よろしいですか。

伊藤代理

畜産振興協会の本日代理で参りました伊藤と申します。官民合同チームについてお聞きしたいのですが、資料4の5ページのところですね。畜産振興協会事務所にチームの方がいらっしゃって、情報を下さいといった事で、動いていらっしゃる様子はありますけれども、官と民の合同ということで、県としての概要といたしますか、役割分担、具体的な動きなど分かりましたら、また、28年

度からということですので、何かしらの実績等が示せるものがありましたら、教えて下さい。

農業振興課

農業振興課でございます。官民合同チームでございますが、これは福島相双復興推進機構、それから、国、県が人を出しまして、チームを組んで、被災地域の営農再開を進めて行くための個別訪問活動を中心に実施しております。認定農業者の訪問活動は既に28年度に県が中心となって訪問活動を実施し、営農再開される方、今後していく方の支援を進めてきたところですが、この官民合同チーム、今年からスタートしておりますのは、いわゆる認定農業者以外の方の営農再開希望を聴きまして、訪問希望、営農再開希望等を確認した中で、営農再開に向けた支援等ができないかということで活動を展開させていただいているところでございます。11月1日までに訪問を希望された方が約1,500名、839農業者の訪問活動を終えているところでございます。具体的にはそのうち、いわゆる認定農業者以外の方々を中心にしますので、営農再開済みの方が187、それから営農再開をこれからしていきたいという方が156ということをお願いしております、こういう方々の営農再開に向けた支援を様々な事業、関係機関が連携した中で進めているという状況です。

議長

よろしいでしょうか。それではほかいかがでしょうか。

横田委員

素材広場の横田です。一つ教えていただきたいのと、一つ意見があるんですけども、資料4のオンラインストア。7月から始められて、今7億円ということだったんですが、お米が7割ということなんですけれども、この販売実績って生産者のところに戻したりしているのでしょうか。何を言いたいかということとお米が売れているという事はみなさん知らないと思うんですよ。生産者の方々に戻しているのかなと思ったのが一つです。

もう一つが、資料3の方に戻らせていただきますが、重点戦略の中にふくしまの恵みイレブンが入っているんですが、中身の方に入っていくとイレブンの事がほぼ消えていく状態で、たぶん桃とかを集中的にやって輸出までいっているのかなとは思いますが、たぶん県民の方はイレブンって何か分からないだろうなと思います。本来イレブンに選ばれている素材というのは、戦略でやるのであれば、生産者が増え、売上が上がり、輸出までいって、後継者ができたときに、それが本当のイレブンの役割だと思うんですね。今、桃が輸出までいっているところはいいとしても、それ以外のイレブンについての戦略ですね、どういうふうにやっつけていこうとしているのか、あれば教えていただきたい。

農産物流通課

農産物流通課です。私の方から、オンラインストアの取組の状況について御説明したいと思います。このオンラインストアにつきましては、全国から、福島県産農産物はどこに行ったら買えるのという問い合わせがあつて、店に並んでないという状況がありましたので、今年度7月2日から正式にスタートいたし

ました。ここにありますようにアマゾン、楽天、ヤフーということで取り組んできて、販売の状況については、マスコミへの情報提供をしたり、農協さん、農林事務所を通じまして出展者の募集を随時行っている状況でございます。今後とも、販売実績につきましては、広く情報を県民に提供しながら、更なる販売促進、あるいは販売をして儲けていただく農家さんの拡大に向けて頑張っ

て参りますので、よろしく願いいたします。

議 長

続いてふくしまイレブンの戦略について、お願いいたします。

農林企画課

農林企画課でございます。御指摘のイレブンでございますが、まず、資料4の表紙に写真で掲載しております。これがイレブンの中身になります。資料3の最後のペーパー、なにをやるかというコンセプトのペーパーにもイレブンの記載がございます。中程の農林水産業所得の向上の2番の1つめの丸、ふくしまイレブン等の品質の高い農産物の生産や水産物の鮮度保持等による高品質化を進めますと記載しておりますが、具体的には、まずは品種、県のオリジナル品種から始まっていて、先ほど試験研究の欄でも御説明申し上げましたとおり、こうしたイレブンに属する農産物の品種開発からはじまり、それを生産で拡大をしていく、そしてさらに、この流通・販売の強化に乗せていくということで、それぞれの品目毎に、担当の分野で戦略をもってやっているということでございます。今回まとめて書いたものですから、具体的にイレブンが何をやるかというのが非常に分かりにくいところは大変失礼申し上げましたが、試験研究のオリジナル品種から、生産拡大、そして販売をセットで進めて行くというふう

に大枠をご理解いただければと思います。

横田委員

先ほどのオンラインストアに戻るのですが、戦略でやっているのであれば、ここの資料4の写真は、トマトとアスパラと、きゅうりとイレブンの何かであるべきだと思うんですね。じゃがいもかな、と思って見ていたんですが、小さな事ですけども、露出が一番高いのがイレブンであるべきだと思うので、そういう小さな事を積み重ねていくことで外に出たときに、なんであの写真が使われているのというときに、「福島県はイレブンって言って、それらの素材に力を入れている」と結びついていくと思いますので、小さな事ですけども、現場にまで、イレブンを周知徹底していただければと思います。よろしく願い

します。

議 長

今のは御意見ということで、今後は是非事務局でご検討のほどよろしく願い

いたします。

ほかいかがでしょうか。

小森委員

生産活動の拡大という部分で、資料3と資料4にも記載があるんですが、プロフェッショナル経営体やメガファームの育成ということで、規模拡大はすべ

て米に関する部分で載っている様な感じがするんですが、これから次年度ですね、30年問題でかなり米の部分から減反の部分はどうやって活用するかということに農家としてかなり悩んでいるんですが、実際私たち認定農業者会で、いろいろ関東地方なり視察して参りますと、野菜で規模拡大している経営体って結構多いんですよ。ただ単に野菜の原料を作って経営するんじゃないで、野菜、たとえばキャベツを作って、カット野菜にする、それでより付加価値をつけて販売するという方向性で、一連の流れで対応している部分はかなりあります。

だけど、福島県を見てみますとまだまだそういう部分が足りないんじゃないかなと思います。現実には耕作放棄地とかそういう部分の振興はかなり進んでいるんですが、やはり畑作経営の大規模化、そしてなおかつそれが経営体として伸びるような経営体育成を方向性付ける必要があるんじゃないかと思うのですが、この資料の中から何もそういう部分が見えないのはどういうことなんでしょうか。

農業振興課

農業振興課でございます。今の御質問、ここに掲げておりますプロフェッショナル経営体を育成する、100ha規模のメガファームを育成するといった部分については想定している部分は水田だというのは御指摘のとおりでございます。

ただ、一番下の丸に記載されております。ICT等の革新技術の導入、施設の拡大、園芸品目の生産量増加と長期安定出荷を目指しますということで、園芸品目全般に掲げているところでございます。現在、今年の6月の議会でお願いいたしまして、イノベーション・コースト構想のプロジェクト推進事業の一環として、御指摘のとおり土地利用型野菜等を浜通り地区等の被災した地区、広々とした地区で展開していくための調査事業を実施しているところでございます。取組が遅いという御指摘については、今後頑張っていきますとお答えするしかございませんけれども、こうした調査事業をしまして、来年度に向けたいわゆる先端技術をつかった事業の展開、大規模野菜経営、土地利用型経営、加工・販売もセットとした中での展開をやっていききたいということで現在鋭意進めていますので、十分記載されていないという部分には今後検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

小森委員

野菜、葉物野菜ですが、実際、単価的にそんなに高くとれる部分じゃありません。なおかつ規模拡大しても、なかなか利益というのは現状だけでは見えてこない。農家に面積を拡大してやれといっても、それが経営に結びつくかどうか問題となります。先ほど申し上げたとおり、その背景には必ず核を担うような企業、もしくは市場、農協など必ずセットで考えていかないとその経営というのはいかにいかないのではないかと。すべて農家完結型ではなく、それを連携プレーとして相対的に考えていく必要があるんじゃないか。その部分もここに記載するというか、追加することができればいいんじゃないかと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

議長

貴重な御意見ありがとうございました。ほかいかがでしょう。

岩崎委員

資料4、5ページ被災地域の再生(2)の(1)営農再開に向けた環境づくりについて教えていただきたいのですが、先ほどの御説明では、避難地域での営農再開に向けて、営農再開支援事業等をつかって着実に進められているというお話しでした。私も避難指示解除後の被災地域を回って農家さんから話を伺ったのですが、現状では、復興組合をそれぞれの行政区毎に設置されて、ここに書かれているような保全管理事業等に取り組んでいるという事なんですけれども、一方で、ほとんどの方が避難先からの通いで保全管理事業に携わっているという話を聞きました。そういう中で、なかなか将来の地域の農地管理像というものが、人が集まらないとなかなか描くことができないという話も伺っております。

そういう中で、県の取組として、南相馬ではこういったモデル事業のプロジェクトを立ち上げて担い手の確保に向けていろいろご検討されているということをお話しいただきましたので、そういった避難指示解除後の地域の営農再開に向けて人をどう確保していくのかということについて、具体的な方針をお聞かせいただきたい。

もう一つは、現場に行きますと、優良農地に除染廃棄物が山積みになっている状態で、なかなか農業者側の営農意欲が沸き辛くなってしまっているのではないかという印象を持てしまいます。今、仮置き場的に使われている優良農地の今後の営農再開に向けどういう道筋になっているか教えていただきたい。

農業振興課

農業振興課でございます。まず、被災地域の営農再開に向けて、人が、いわゆる担い手がないのではないかと、どのように人を確保するのかという御指摘でございますが、まさにここが我々の最大のポイントであるというふうに考えてございます。そのような中で、この営農再開支援事業ですね。まず、戻られている方が復興組合等を結成した中で、保全管理に取り組み、保全管理から本格的な営農まで至る手前で、戻らない方の農地を管理耕作で管理し、それからその後、営農再開に進めるような支援を各種取り揃えてやっているという状況でございます。ただ、圧倒的に、ここにありますように営農再開面積10,000haの再開を目指す中で、まだ4,000haということで、まだまだ土地がございます。こういう土地をどのような形で人を確保して担っていくかということについては、各市町村と我々農林事務所とを含めた中で、現場の市町村、JA等と相談しながら、人の確保をどうしていくかを検討してございます。その中で、まだ具体的にこうというふうまでは至っていないんですけれども、やはりそれまで帰還するのを待っているのではなく、新たな企業、外からの参入者ですね、こういったところまで視野を広げて、農業生産法人であるとか、大きな企業の参入であるとか、そういったところまで視野に入れた中での担い手の確保が必要なんだろうということで、議論が始まっているという状態です。ただ、利用する

農地につきましては、権利の問題等もございますので容易に進む部分ではございませんが、農地中間管理事業なり、いろんな制度もございます。それから、個別の事業も国と連携した中で多数取りそろえておりますので、こういったなかで、対応していければということで、現在進んでいる状況です。一足飛びに外から人といいますと、なかなか地元の感情的な部分とか、そういった部分もありますので、外から企業を呼ぶということには十分な検討が必要なんだろうと思っている状況でございます。

それから、もう一点、仮置き場については、全体で、1,000ha くらいの優良農地が仮置き場となっております。この仮置き場を撤去した後ですね、これを農地として原状回復しまして、活用するべく現在、環境省との検討を進めておりました、完全に元の機能を回復してくれということでお願いをしているところでございます。来年、仮置き場撤去後の初めての作付が開始されるのかなということで、今のところ目処はたっています。まだごくモデル的な部分ではありますがそんな状況にあります。

議長

よろしいですか。ほかいかがですか。

部企画主幹

今の説明に、一つ補足をさせていただきます。仮置き場の除染廃棄物でございますが、現在、中間貯蔵施設に運び込むという事を環境省が取り組んでいるところでございますが、なかなかそちらの進捗が進んでいないという中で、毎年毎年これだけ運び込めるという数字ができて、それを環境省と町村の話し合いの中で割り振りをしています。割り振られた中で、市町村さんの方がまず生活圏、住居ですとか、子どもたちの学校ですとか、そうしたところを優先に運び込んでいるところでございまして、どうしても農地が後回しになっているという現状がございます。以上、補足して説明します。

議長

ありがとうございました。

時間が限られておりますので、ここで一度私の方でまとめてみたいと思います。

今の仮置き場になっている優良農地について、福島県内各地でそういうところが多いというのは実際現地に行き感じたのですが、今後の教訓として生かすということ。特に、環境省のような農業について分からない省が運び出しやすいからという理由で、優良農地を仮置き場にしました。除染土を運び出しても、そんな簡単に米作りは再開できませんよね、かなり農地が固まっています。そういった問題に、農水省とか福島県、市町村だけでなく、環境省にもしっかりと責任をもって、取り組んでもらうことを要望する必要があると思います。

それから、みなさんからたくさんの御意見をいただき、ありがとうございました。GAPに関しては、福島県は、意欲的に取り組んでいると思います。特に、オリパラをターゲットにしているということもあるでしょうし、福島県の農林水産物が実は一番安全だと、きちんとデータも出していると、日本の中で

も一番最先端を走っている取組なんだと思います。それをGAPという形で海外を始めいろんなところに発信できる。さらに、それを全額補助している。これは、隣の宮城県から見てもうらやましいところですが、ここで一気に他県を引き離れたGAPの先進県になっていただければと思います。

それから園芸振興については、小森委員が言ったように付加価値をつける事をしていかないと、農業者には全く園芸振興といっても絵に描いた餅でしかないというのは確かなことだろうと思います。改めて言うまでもなく、日本全体で1年間に飲食費として使われるお金が約80兆円と言われていますが、農業生産額は10兆円ないし10兆円弱です。消費者が飲食に使うお金が増えていっても、実は農業の生産額は全然変わらない、むしろ下がっていつている。海外から安い農産物が入って単価が下がっているのと、高齢化で離農する農家が増えているので、国内の農業生産額はずっと下がってきている。結局、生産するだけでは、農業所得はそんなに上がらない。だからそこに新たな価値をつけて、自ら付加価値を獲得できる仕組みで園芸振興を図らなければ、なかなか農家の人たちのやる気、インセンティブはでてこないわけです。その仕組みは、各部署が単独で行うのではなく、各課が連携して横串を刺した形で一体的に取り組む必要があると感じました。是非そういう取組をしていただければと思います。

それと、一番大きな問題は人手不足です。これから日本の人口は減少して、担い手がさらに不足する。その一方で高齢者は増えるわけですが、今後彼らが農業とどのように関わり続けられるのか、その仕組みを作ることが大切だと思います。確かに、認定農業者とか新規就農者を増やす、そしてしっかりとした経営者になるよう育成することも大切ですが、補助的作業しかできなくなっていく人たちを現場の中にどうやって位置づけていくかということも、健康増進、地域維持の観点からも必要なんだと思います。

特に被災地、人手不足が深刻な浜通りでも5年くらいは現在の担い手でなんとか頑張っただけでやれるだろう。だけどその後は、農業者を確保できなければ、ロボットが農業生産を担う姿も考えなくてはいけなくなってくると思います。ただ、本当にそういった姿でいいのかということを考える必要がある。つまり集落とかコミュニティの再生をどう考えるかということでもあります。そういう視点で担い手の確保を考える必要があると思います。それと同時に、担い手や新規就農者の確保にあたっては、最先端の技術を使って所得や付加価値を増やす仕組み、具体的なビジネスモデルを早く示す必要があると思います。それによって、福島県内から新規に就農したい人に手を挙げていただいて、福島県内にいなければ日本国内、日本国内で足りなければ世界に情報を発信して、やりたい人に担ってもらおうやり方もあると思います。

このほかに、オンラインの話もありました。ふくしまイレブンの戦略とか戦術、それぞれこれまでやってきたものの、本当にこれまでのやり方の延長でいいのか、どこかの時点で検証をして、もう一度より効率的でより効果の高い取組に改善していく必要があると思います。

まだまだ細かい点がいろいろあると思います。それらについては、後日是非、

事務局に提出していただければと思います。

それでは福島県農林水産業振興計画の取組に関する進行管理についての資料3、資料4については、これで一度閉じたいのですが、よろしいですか。

どうもありがとうございます。

続けて、福島県農林水産業振興計画の進行管理についての説明を事務局よりお願いいたします。

農林企画課

資料5を御覧いただきたいと思います。資料5につきましては、中間年次における目標に対する到達度ということで、福島県農林水産業振興計画ふくしま農林水産業新生プランには110個の指標がございます。平成28年度末で計画策定後4年という事で8年間のうちのちょうど中間の年次という事でございます。

そういうことから今回は平成28年度末の指標の数値が、4年後の32年度末の目標値に対して、どのレベルまで到達しているかという視点で分析をしまして、概ねの分類として、ABCのランク付けをしました。簡単に言うと、指標の性格はいろいろあるんですけど、基本的には伸び率を見たということで理解していただきたいと思いますが、指標の性格によっては単純に年度達成率で見ているものもあります。分析の仕方の詳細は、評価の仕方の枠組みに記載のとおりです。中間年次ということで御理解をいただければと思います。なお、主要な取組の実績、先ほど説明した中で、被る部分もございます。そして、どちらかという先程の説明は計画的に進めているもの、進んでいるものが多かったものですから、今回はそれ以外で、特に到達度が低いもの、伸び悩んでいるものを時間上抜粋して御説明させていただきます。

資料5の7/27ページをお開き下さい。No.47野菜の作付面積についてでございます。先ほど委員の方からも御指摘のありました生産者の高齢化ですとか、離農、廃作、価格の問題等々ありまして、この太枠内の平成28年度末時点で11,256haということで、計画策定時の平成23年度に比べて逆に1,200haほど減少しております。内訳の主力野菜で見ますと、No.49のトマトは23年の354haから28年の381haと増加していますけれども、No.48のきゅうりとか、No.50のアスパラは面積が減少しているということでございます。この点につきましては、委員の御指摘あるいは会長のまとめの中で御指摘がありましたとおりでございますので、拡大をしていくために何が必要なのか、しっかりと検討をしながら進めてまいりたいと思います。これまた、先ほども説明しましたとおり米施策の見直しにあわせて、野菜への転換があるというところでございますが、機械化、施設化、共同利用の整備などは県の施策できっちりとやってきたところではあります。これからも引き続きしっかりやっていく、それに加えて、何が必要かという只今の御議論をしっかり生かしていきたいと思っております。

次の項目、同じページのNo.51でございます。果樹の栽培面積でございます。

これも、高齢化、都市化による廃園、あるいは農業者の方の生産意欲の低下等によって、7,100ha から 6,650ha ですから 450ha ほど減少しています。内訳で見ると No. 52 の桃については需要が堅調であるということで、りんごやなしからの転換により栽培面積が増加しているということかと思えます。一方で No. 53 のなしでございますが、なかなか、消費者の果物離れでありますとか全国的な生産過剰、価格低迷という厳しい状況もあって減少しているということでございます。特に、省力化の技術でありますとか、優良品種の導入を進めまして、産地の維持を図っていくということで対応していく考えでございます。

同様に一番下の花き、花の栽培面積でございますが、580ha から 463ha と減少しております。ただ、花につきましては、特に避難指示解除地域において花きでの営農再開を希望する農業者の方が非常に多くございます。今まさに新たな産地育成、あるいは既存産地の再生が加速しているところでございますので、これはしっかりと加速させていくということで、復興関係の各種事業を最大限に活用して、しっかり進めて面積拡大を図って参る考えでございます。

その裏の 8 ページを御覧下さい。No. 57 の肉用牛の飼養頭数から一番下の肉豚の飼養頭数まで、肉用牛、乳用牛そして豚関係の指標についてでございます。まず肉用牛につきましては、高齢の小規模繁殖農家において、高齢化だということと、自給飼料が原子力災害によって利用自粛ということもありまして、離農に拍車をかけているということ、それから、肉用牛の肥育農家につきましては、素牛価格ということで、素となる仔牛の価格が非常に今高騰しております。つまり繁殖農家が少なくなっているの、そこで生産される仔牛が高くなっている。それを肥育する農家はコストがかかって非常に厳しいという循環になっております。飼養頭数で見ますと 28 年度末の 50,200 頭と計画策定時の 58,100 頭でございますので、7,900 頭減少しているということでございます。中程の乳用牛の頭数につきましては、28 年度末が 12,100 頭でございますので、策定時に比べて 2,700 頭ほどの減少になってございます。肉用牛や乳用牛につきましては、まずは自給飼料の利用に向けて除染を進めて行くということ、それから、畜産を後押しする畜産クラスター事業というのがございます。こうした国の財源をしっかりと最大限に活用しながら、自給飼料の生産体制でありますとか生産基盤の整備を進めて一農家当たりの規模、頭数の拡大、あるいは避難地域で畜産の個別再開が進んでおりますので、こうしたところで、頭数を増やしていく増頭を目指してまいりたいと思っております。なお、一番下の豚関係につきましては、減少しているのですが、養豚についてはほとんどが企業経営ということでございます。企業の撤退とか、企業の営業戦略で頭数が変わっていくという性格がございます。したがって、企業畜産の呼び戻しでありますとか、新規参入等を地元と市町村さんと連携しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に 15/27 ページをお開きいただきたいと思います。上から 3 つ、No. 105、No. 106、No. 107 でございます。エコファーマーの認定件数、特別栽培農産物の作付面積、有機農産物の作付面積でございますけれども、エコファーマーに

については 13,559 件で、特別栽培の面積は 2,562ha、有機は 187ha ということで、いずれも現況値、プランの策定時の数値よりも減少しております。まず、エコファーマーは震災まで取組が非常に盛んだった浜通り地方で減少しているということが要因として挙げられるほか、特別栽培農産物あるいは有機農産物については、風評の影響によってその販路の確保がかなり厳しい状況だったということかと思えます。まず、エコファーマーの回復については、先程より説明申し上げているとおりの GAP の推進と合わせてしっかり進めて行くということと、その手続きの簡略化等も検討いたしまして、積極的に増やしていく方針を誘導していきたいと思っています。それから特別栽培と有機農産物については、浜通りの取組拡大を目指した実証ほの設置でありますとか、事業の支援等をやっていくということでございますけれども、やはり根本的な問題であります風評の払拭、これが基本にすべて関わってくるんだと思っています。先程の「流通強化」の欄で御説明申し上げましたとおり、風評の払拭に向けて今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。以上抜粋ではございますけれども、御説明申し上げました。

議長

はい、どうもありがとうございます。資料 5 に基づいて現在の進捗状況について説明いただきました。気になる点や質問したい点等がありましたらどうぞ発言をお願いいたします。

伊藤代理

畜産振興協会の伊藤です。畜産関係で質問しますが、8/27 ページ No. 57 で肉用牛の飼養頭数が減少しているなかで、これからの取組について「自給飼料利用に向け除染を推進する」というのが最初に出ている。No. 66 で飼料作物作付面積はある一定程度の成果を出しているというなか、本当に肉用牛の飼養頭数を伸ばすために除染の推進というのが、一番の課題なのかというのが疑問に感じますので、補足説明等をお願いいたします。

畜産課

畜産課でございます。資料にありますとおり、飼料作物の面積については、除染を中心にやってきて、草地関係についてはほぼ終了しております。これからやはりそれを食べさせること、自給するものができたということを中心に肉用牛の増頭をはかっていきたいと思っています。肉用牛の飼養頭数についても、全国ベースで言いますとやはり全国的には減少傾向にございます。このデータからするとかなりの減少度なんですけど、全国順位で申し上げますと、一時期震災後 14 位となりましたが、一昨年については全国順位を 10 位まで上げましたので、全国のトレンドからすれば、まだうちの県については頑張っているのかなという感じでございます。また、先ほど農林企画課長から申し上げましたとおり、やはり食べ物、自給するものがあって、それから特に今飼っている飼養農家数、飼養農家さんの規模拡大を進めていくということで目標に向かって参りたいと考えております。

議長

ほかに追加の説明等ありますか。いかがでしょう。

伊藤代理

飼養頭数を伸ばすにあたってはいろいろな方法があるかと思います。大規模化あるいは、放牧の場合は除染など、いろいろな事を考えた上での対策が検討されると思いますので、その中で、「除染」という言葉が目立ったものですから、総合的に考えていただきたいと思います。

生産流通担当次長

生産流通担当次長の天野です。おそらくここで書いてある自給飼料、その下に営農再開に向けた実証というのは避難地域、避難指示の解除地域をイメージしてこういう施策を進めていくんだということの記載かなと思います。伊藤委員からございました頭数全体としてどうやって回復させていくんだということについては、大きい要因として高齢の小規模農家が、繁殖農家、肥育農家を含めて、廃業している方が少しずつ出てきているというのが一番の大きいんだらうなと思います。対策としては、一番構造改革の進んでいる畜産でございますので、やはり一つは規模拡大ということと、JA 東西しらかわさんで 100 頭規模の繁殖農場を作りましたけれども、そういった動きをこれから加速させて、ある一定規模の農場を特定の地域に作っていくというようなところで、我々としては頭数を確保していくということではないかと思います。同様に乳用牛、酪農の方についても、生乳がないことには牛乳、乳製品が作れませんので、これだけ減ってきますと、なかなか本県の乳業メーカーも厳しくなりますので、乳用牛を含めて一定規模の農場を新たに作っていく、規模拡大をはかっていくということで今後進めていくべきだろうと思っておりますし、今後進めていきたいと思います。

議長

追加説明ありがとうございました。乳用牛飼養頭数をなかなか増やせないのが、畜産の特徴でもあります。あれだけ和牛の価格が高く、バブルのような状態なので、酪農農家の中には、どうしてもホルスタインの母牛に黒毛の種をつける者が少なくない。その結果、乳用牛そのものもなかなか順調に回復できないということが数字に表れているのだと思います。

それから、資料 5 には目標値や現状の値があって、それに基づき ABC で評価されていますが、大切なことは、なぜこの数値になっているのかを担当の課でしっかり分析し、その解決策については課を跨って課横断的な検討を行い、権限をもった管理者がきちんと施策に落とし込んで実行するという PDCA サイクルの履行です。ぜひ農林水産部の中で問題解決に向かってそういったことに取り組んでいただければと思います。

進捗等についてほかに御意見はいかがでしょう。

横田委員

先生の今の発言に一つ便乗ですが、これ下方修正はされないんですかね。32 年度までこの数値はこのままなんですか。

農林企画課

まさに中間、真ん中の数字でございます。指標によっては同じ割合で伸びていくものと、施策を打って計画期間の最後の伸ばすものと、指標の性格によっていろいろとあるんだと思います。それから、まだ真ん中であるという事を踏まえまして、当面今申し上げたような対策でしっかりと取り組んで、できるだけこの目標値に向かってしっかりと進めて行きたいと考えています。

今のところ下方修正は考えておりません。

横田委員

分かりました。ありがとうございます。絶対にいかないだろうなというのも見えてしまうじゃないですか。そこなんかは修正しないんですね。

農林企画課

そういう意味も含めまして、今回のコンセプトペーパーと実績にとりまとめたように、そこでちょっと機動的にですね、修正も加えながら、審議会の進行管理において御説明を申し上げながら、工夫をしまいにありますので、そういう意味で現実的なところでは対応していきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

横田委員

分かりました。しつこくて申し訳ありません。数字を追うことが目標でなくて良いと思うんですよね。この数字を絶対やらなくてはいけないということではなくて、現実的に、たとえば林業の新規就業者数なんて絶対に無理だと思うんですよ、これ 250 人なんて絶対無理だと思うんです。そのときに、現実として今 84 人、仕事がなくなっている時に 250 人が例え来たとしても困る訳じゃないですか。そしたら途中のところで現実的に何人かなというのがあれば、最後の 32 年度に無駄な努力をしなくても良いのかなと思ったのですが、修正しないのであれば、暖かく見守らせていただきます。

議 長

ありがとうございます。今、横田委員が言った数値の達成が目的ではないと、目標値そのものがどういう背景で設定されたかということは絶対に担当課で共有する必要はあると思いますが、状況が変わった場合には、この場合で見直すのではなくて、最終の 32 年度の段階でその考察、検証の中で、要因をきっちり出せばいいと思います。

ほかいかがでしょうか。

鈴木委員

農業会議の鈴木です。No. 43 であります。加工用米・新規需要米の作付面積については伸びているので、本県はいいなと思っておりますが、先ほど少し出しましたが、来年度から米の施策が変わることになってきてまして、米農家はいま非常に不安を抱えています。新規需要米とありますので、ここには飼料用米等々も入っているのか分かりませんが、約 100 万トンの飼料用米を生産するということになると、今の補助金制度、今の仕組みでいくと約 1,600 億の資金が必要になってくるそうです。そうしますと、国民一人当たり 1 食 1 円をこの制度にやれるという意識を持って行けば 100 万トンも達成できる。それから当然、

いわゆる地域の水田の貸し借り、地域の環境保全、そういう点からも非常に大きな役割を果たしていく。よけいなことにはなりますが、我々はコーヒー一杯程度ということで、360～370円程度の制度資金という形で出している。考えますと一日1円位なんですね。1食1円という考え方でいくと1,600億円にかなり近い形になってくる。ぜひこれらを考えながら、認識を持っていただくための方策を我々もいろんところで設けながら、県の方にも、行政の方にも一層これらについては力を入れていただいて、米の安定ということを是非是非、考える必要があるのでは無いかと思います。

議 長

貴重な御意見ありがとうございます。
これについて何か事務局の方でありますか。

水田畑作課

水田畑作課です。委員御指摘のように、行政による生産数量の目標の配分は今年度で終わります。本県につきましては、全国各都道府県だいたい同じような状況でございますけれども、いきなり生産数量の目標がなくなるというのはなかなかだろうということがございまして、県はJA中央会等と連携をいたしまして、県協議会として目安を当面来年以降も示して行きながらソフトランディングをしていきたいと思っています。先ほど申し上げましたように、この数字の中には飼料用米がありまして、本県産の今年の伸びは全国一位でございました。また今年も伸び率は少ないんですけれども順調に伸びております。今、私も知事を始めといたしまして、政府の方に政策提案の要望をやっておりますけれども、やはり恒久的な財源の措置というのが最も重要だと思っておりますので、これからはしつこく、しっかりと国に対しては、非主食用米の財源措置については申し上げていきたいと思っています。また、飼料用米について申し上げますと、やはり全国スキームの中でいきますと、末端ではなかなか輸送コストが上がりまして厳しいという部分もございます。本県といたしましては、先ほどの畜産の振興ということもございまして、地域の中で飼料用米を回すような仕組みを是非とも1つでも2つでも3つでも作っていききたいということを入れておりますので、今後ともその力を落とさず頑張っていきたいと思っています。以上です。

議 長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。
ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

こちらについても、先ほど申し上げましたようにまた、資料に目を通していただいておりますので、是非事務局のほうに申しあげていただければと思います。

私の方で取り立ててまとめることはいたしません。私の方からもいくつか意見を言わせていただきましたので、事務局の方で、出た意見を検討いただき、改善すべき点があれば改善していただければと思います。

それではこれで(1)の議題「福島県農林水産業振興計画の進行管理」につ

いては終了させていただきたいと思います。

議事は以上となりますが、なにかほかに皆さんの方からありますか。

あとは、事務局の方から（２）その他で何かありますか。

農林企画課

資料6-1につきましては、毎年度条例に基づきまして、「農業・農村の動向等に関する年次報告」というのを議会の方に報告しております。これは、昨年度の実績ということでまとめて、既に議会の方には報告済みですが、この中のポイントを今日、プランと連動させた形で御議論をいただいたということでご理解をいただければと思います。数値を含め、年度の実績はこちらにまとめております。先ほど説明の実績はこれプラス、今年度上半期までの直近値を含めた資料として御議論をいただいたということでございます。後ほど御覧いただければと思います。

議 長

引き続き、資料6-2、参考資料について伺えますか。資料6-2は年次報告の冊子ですね、参考資料については「ふくしま復興のあゆみ 第21版」ということで、どちらについても、本日の説明に関連する部分がございますので、お持ち帰りいただいて、目を通していただいてですね、御意見等がございましたら、事務局の方に申し出ていただければと思います。

農林企画課

私、資料6-1で議会報告と申しましたが、資料6-2の冊子で議会に報告しております。訂正いたします。

議 長

よろしいでしょうか。事務局の方から以上でよろしいでしょうか。

委員の皆様からほかになにかこの機会に発言したいこと等がございましたら。

池田委員

資料6-2について気になる点があったので、去年から参加させていただいたのですが、11ページ「ウ 農家経済」を見ていただくと、販売農家と主業農家に分かれているんですけども、販売農家というのはおそらく兼業農家さんのことかと思いますが、平成22年の農業所得が137万円、毎年下がってきていまして、平成26年は108万円、平成27年は142万8千円と上がったんですが、総トータルで行きますと、平成22年度401万1千円、平成27年になると458万1千円となると震災前と比べて所得が増えているんですね。これは分かるとして、ところがその下の主業農家、専業農家かと思うんですけども、この所得は震災前は553万2千円なんですよ、それでこれ平成26年のは、ここ欠落しているんですけど、去年の資料から行くと493万3千円となっている。だから専業農家さんの方が収入は毎年減っているんでしょうか、兼業農家さんの方が増えているというのが変だなと思うんですね。

議 長

販売農家はですね、一定金額以上の農産物を販売している農家すべてが入りますので、兼業農家だけではなくて、主業農家、かつて専業農家といったものに近い考え方ですが、それらが全部入ります。それと農業所得は、あくまで農業生産から得られた所得です。それに対して、総所得の方は、農外を含めた農家という家全体の所得となります。

池田委員

農業外所得というのが、だいたい販売農家さんは27年で315万3千円なんですよ。ここが増えているんですよ。それで、専業農家の方は減る一方なんですよ、この農業外収入というのはあまり変わらないんですよ。これはどういうふうにしてこうなっているのかというのを考えていたんです。

これだけ、専業農家さんの収入が農業だけで324万5千円。27年は出ていませんが、毎年下がっているんですね。

議 長

主業農家を見ますと平成22年の390万8千円ですね。それが平成25年ですと403万7千円。

池田委員

今年を書いていないが、去年の資料には平成26年の数値324万5千と書いてあって今年に欠落されている。今年からどうなるのか。私はずっと注目していたんです。農家さんの収入ですから、一番大事なところなんですよ。

議 長

事務局の方で分かりますか。下の注釈にあるように、主業農家の農業所得については平成26年より公表しないこととなっております。

事 務 局

御指摘ありがとうございます。統計のルールとして平成26年度より公表されていないというのは事実でございます。昨年度の資料については、参考値として伺った数値をいれてございました。平成26年より公表していないというルールですので、参考値を掲載したということでございます。

池田委員

公表しないということに理由はあるのでしょうか。

生産流通担当次長

主業農家の農業所得は平成26年から公表しないという事になりました。これは国の統計業務が縮小され、いろんな統計を縮小しているという一環で、この部分については公表されなくなったということです。

昨年は、国に教えてくれないかということで教えていただいたんですが、公式な公表になっていないため、今年は無くしたということです。平成26年度の所得が非常に下がっているというのは、平成26年度は米価が大暴落いたしました。平成26年度はうちの県の米でも概算金が8000円前後まで、米の値段が下がったというのが非常に大きい要因だと思います。

池田委員

それで、次に来る農業産出の米が大きさがったということですか。すると

平成 27 年も 563 億円ということで下がっているということですか。

天野次長

米の値段は、平成 26 年を底に回復傾向にありまして、平成 27 年ですと、10,000 円を超える水準まであがって、昨年は 12,000 円台、今年は 13,000 円台と年々米の値段は上がってきています。それに生産量というのがありますので、値段が上がった分だけ上がっていく訳ではございません。あと、経営規模が拡大しているというところもありますので、農家経営の総所得としては少しずつ改善傾向にあると思います。急激に変化するのには一番は米価の変動だと思います。

池田委員

かなり厳しい経営にはなっているんですね。

議 長

よろしいですか。今説明していただいたように、平成 26 年のトレンドとして、福島県だけ米価が下がったのではなくて、東北 6 県のうち 5 県だったでしょうか、前払いしている部分が 12,000、13,000 円だったのが 8,000 円まで低下した。要するに 3 分の 1 くらい価格が下落したというのが一番大きい。価格が低下したことで、在庫になっていたお米がずいぶん捌けて、それにより需給が引き締まって徐々に価格が徐々に上がってきているという状況です。

ほかいかがですか。

小森委員

実は、認定農業者会からのお願いなのですが、今年 6 月に岩手県で東北認定農業者サミットというのが行われました。そのなかで、東北 6 県がスクラムを組んでこれからの農業を語っていきこうじゃないかという事で集まったのですが、実際うちの方は参加する前には原発の影響があつてなかなか難しいんじゃないかという役員の話もあったのですが、参加してみると、これから米の問題もあり、風評払拭の面でも東北サミットをうちの県でもやろうという方向性で帰って来たんです。来年は宮城県でやる方向で決まっていますが、福島県の場合は資金が足りないからどうかなという意見もあります。是非とも県の方から金銭的なバックアップなり、人的なバックアップもお願いして、再来年ぜひ福島県で東北認定サミットができるような体制づくりを応援していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

今のは、認定農業者会の会長としての要望ということで、是非担当のところ御検討いただければと思います。ただ、私も東北認定農業者サミットに参加させていただきましたが、東北のいろんな方々がいろんな意見を交換しようということで、刺激にもなりますし、福島の農業発展、農業経営発展にはプラスに影響すると思いますので、是非そういった点を御検討いただければと思います。

議 長

ほかいかがでしょうか。

無ければですね、本日の議事を終わらせていただきまして、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

皆様からいろいろ御協力をいただきありがとうございますございました。

司 会

ありがとうございました。最後に佐藤技監から一言申し上げます。

技 監

本日は委員の皆様には非常に長時間にわたりまして、それぞれのお立場から御意見をいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見につきましては、今後の施策を進めるうえで十分に参考にさせていただきたいと思います。なお、冒頭にも申し上げましたけれども、本県は東日本大震災、それから原子力災害、さらには全国的な課題ではありますが、地方創生、地域の人口減少などの課題に対して、現在、二正面作戦を展開しているところでございます。この二つの課題に対して、我々関係しております農林水産業に寄せられる期待というものは大変大きいものがあると思います。我々もこの課題に対し農林業を中心にリードしていくという覚悟で農林水産部の総力をあげて今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には今後とも御指導、御理解を頂戴したいと思います。本日は誠にありがとうございました。

——閉 会——

司 会

伊藤会長を始め、委員のみなさま、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、平成 29 年度農業振興審議会を終了いたします。
本日は本当にありがとうございます。

(以 上)

平成29年度福島県農業振興審議会 出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
福島県農業振興審議会	会 長	伊 藤 房 雄	
〃	副会長	岩 崎 由美子	
〃	委 員	橋 本 克 也	代理：小松信之 常務理事兼事務局長
〃	委 員	遠 藤 栄 作	欠席
〃	委 員	鈴 木 理	
〃	委 員	川 上 雅 則	代理：和田光浩 農業支援部JA指導担当部長
〃	委 員	宗 像 実	代理：伊藤純一 専務理事
〃	委 員	後 藤 庸 貴	
〃	委 員	池 田 善 一	
〃	委 員	高 林 きくみ	欠席
〃	委 員	小 森 貞 治	
〃	委 員	菅 野 まゆみ	
〃	委 員	関 奈央子	
〃	委 員	中 村 啓 子	
〃	委 員	平久井 信 子	
〃	委 員	降 矢 セツ子	欠席
〃	委 員	松 本 順 子	
〃	委 員	横 田 純 子	

福島県

所 属	役 職	氏 名
農林水産部	技監兼次長（農業支援担当）	佐 藤 清 丸
〃	政 策 監	伊 藤 直 樹
〃	食産業振興監	石 本 仁
〃	次長（生産流通担当）	天 野 亘
〃	次長（農村整備担当）	菊 地 和 明
〃 農林総務課	課 長	助 川 浩 一
〃 農林企画課	課 長	安 田 宏 幸
〃 農林技術課	課 長	村 上 佐 俊
〃 農業振興課	課 長	武 田 信 敏
〃 農業担い手課	課 長	今 泉 耕 治
〃 環境保全農業課	課 長	服 部 実
〃 農業経済課	部参事兼課長	仁 志 宏
〃 農産物流通課	主 幹	星 源 昭
〃 〃	副課長兼主任主査	伊 藤 裕 之
〃 水田畑作課	課 長	大 波 恒 昭
〃 園芸課	課 長	柏 倉 一 司
〃 畜産課	課 長	白 石 芳 雄
〃 水産課	副課長兼主任主査	石 田 敏 則
〃 農村計画課	課 長	渡 部 幸 英
〃 農村振興課	課 長	家 久 来 克 之
〃 農村基盤整備課	課 長	金 澤 安 博
〃 農地管理課	課 長	佐 川 積 成
〃 森林計画課	課 長	飯 沼 隆 宏
〃 森林整備課	課 長	十文字 春 喜
〃 林業振興課	課 長	鈴 木 綾 子
〃 県北農林事務所	所 長	佐 藤 新 太 郎
〃 県中農林事務所	所 長	桃 井 栄 一
〃 県南農林事務所	所 長	松 房 政 彦
〃 会津農林事務所	所 長	野 内 芳 彦
〃 南会津農林事務所	所 長	松 村 正 彦
〃 相双農林事務所	所 長	芳 見 茂
〃 いわき農林事務所	企画部長	岡 部 広 承
〃 農業総合センター	所 長	小 卷 克 巳